

山陽学園大学学位規程

平成17年12月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに山陽学園大学学則（以下、「大学学則」という。）第21条および山陽学園大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第18条の規定に基づき、山陽学園大学（以下、「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類および付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士および修士とする。

② 前項の学位授与に当たっては、学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

1. 学士の学位

学 部	学 科	学位（専攻分野）
総合人間学部	言語文化学科	学士（人文学）
	ビジネス心理学科	学士（ビジネス心理学）
地域マネジメント学部	地域マネジメント学科	学士（地域マネジメント学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2. 修士の学位

研 究 科	専 攻	学位（専攻分野）
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則第21条第1項の規定に定めるところにより、本学学部を卒業した者に授与する。

② 修士の学位は、本大学院学則第18条の規定に定めるところにより、本大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第4条 修士の学位を申請しようとする者は、様式1による学位申請書に修士論文（本大学院学則第18条第3項に規定する特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）、その他別に定める必要書類を添えて、指定の期日までに学長に申請するものとする。

(修士論文の受理および審査の付託)

第5条 学長は、前条の規定により修士論文を受理したときは、修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該論文の審査を付託する。

2 審査委員会は、当該論文ごとに主査1名、副主査2名を研究科の教員から選出した委員をもって組織し、その氏名を公表する。ただし、主査は学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副主査には学位申請者の研究指導教員を含める。

- 3 第2項の規定にかかわらず、修士論文の審査に当たって必要があるときは、他大学の大学院または研究所等の教員等を委員に加えることができる。

第6条 削除

(修士論文審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 最終試験は、口答又は筆答により行う。
- 3 修士論文の審査および最終試験は、毎年度2月末までに行う。ただし、特別の事由があるときは、学長は、研究科委員会の意見を参考にして、その時期を別に定めることができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、修士論文の内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨並びに学位授与の可否についての意見を添え、学長に文書で報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受理したときは、当該報告の内容について研究科委員会に通知するものとする。

(学位授与の決定)

第9条 学士の学位の授与は、当該学部の教授会の意見を参考にして決定する。

第10条 研究科委員会は、第8条第2項の通知に基づき、修士の学位を授与するか否かを審議し、決議する。

- 2 前項に規定する合否の訴因着には、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、授与できるものと決議するには、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科委員会の報告)

第11条 研究科委員会が前条の決議をしたときは、研究科長はすみやかにその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、第9条の決定に基づき、学位授与決定者に対して、卒業証書・学位記を交付し学位を授与する。

- ② 学長は、第11条の報告を参酌して学位授与者を決定し、当該学位授与決定者に対して、学位記を交付し学位を授与する。
- ③ 学長は、修士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「山陽学園大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第14条 学長は、本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会又は研究科委員会の意見を参考にして当該学位を取消することができる。

② 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、学士の学位及び修士の学位について必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、コミュニケーション学部₁に在学する者が在学しなくなるまでの間は、コミュニケーション学部・・・学士(人文学)とする。

附 則 この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。

附 則 この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、改正後の第2条中「学士(ビジネス心理学)」とあるのは、「学士(生活心理学)」と読み替えて適用する。